

1626
1999
09

近世武家肖像画の研究

守屋正彦

寄贈
守屋正彦氏

00004263

目次

序文	5
第1章 武家肖像画の成立と展開	
序	13
第1節 武家肖像画の成立について	15
第2節 戦国期から近世初期にかけての武家肖像画の形式について	32
結び	50
第2章 武家肖像画の地域的展開	
序	53
第1節 武田氏の肖像画について	56
第2節 穴山氏の肖像画について	79
結び	93
第3章 長谷川等伯筆成慶院本武田信玄像について	
序	97
第1節 肖像画研究における像主確定の意味	99
第2節 長谷川等伯の上洛初期の制作について	121
第3節 伝真壁道無像について	141
結び	158

第4章 近世武家肖像画に見る神格表現について	
序	162
第1節 我が国の肖像画に見る画家と像主の関係について	164
第2節 「武田信玄図」に見られる不動明王様について	170
第3節 近世の神格表現	180
結び	194
第5章 近世武家肖像画に見る集団肖像画の成立と展開	
序	198
第1節 武田二十四将図について	200
第2節 徳川十六将図並びに徳川二十将図について	217
結び	229
第6章 江戸時代における武家肖像画の展開	
— 肖像概念の多様性について —	
序	233
第1節 武田信玄像に見る軍陣影の定型表現について	239
第2節 江戸絵画に見る肖像とその展開について	251
第3節 補遺 武田信玄を主題とした近世絵画に関わる江戸の出版文化について	266
結び	272
結語	275
参考文献	283

凡例

1. 本稿では取り上げた文献のうちその多くは旧字によらず、最近の傾向である当用漢字で充当している。
基本的な固有名詞においては従来どおりの表記に努め、また慣例として旧字を用いなければならないものに関しては原則これを旧字で掲載している。
2. 年号表記に関しては次のように統一した。
1699 年(元禄 12)。また、出版年に関しては()内に西暦と元号を併記し、次のように統一した。
・『甲陽軍鑑』駿河屋版(1699、元禄 12)。
・但し、引用は原文表記にしたがった。画家名において、初号と、後号が見られる場合はポピュラーな呼称を優先させ、例えば長谷川等伯の場合は信春時代の制作であっても論旨の流れを優先してこれを等伯とした。また、武田信廉の場合は入道後に逍遙軒信綱の名乗りがあるが、これまで逍遙軒だけでは不鮮明な名乗りが見られるとして、信廉に統一した。
3. 出版物は『 』で表わし、作品名は「 」で表記した。作品名が重複し、連続する場合などは一般名詞の扱いで記述したがこの場合もできうる限り、論旨の展開上、誤読がないようにこれに努めた次第である。また正確な画題が伝来していない場合はこれまで文献等に一般的に用いられている画題を表記した。